

## 郡山市農業委員会委員候補者選考委員会設置要綱

平成 30 年 1 月 23 日制定

(設置)

第 1 条 この要綱は、郡山市農業委員会委員候補者(以下「農業委員候補者」という。)の選考を行うため、郡山市農業委員会委員候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。)の設置及び運営について、必要な事項を定める。

(任務)

第 2 条 選考委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 農業委員候補者の選考に関すること。
- (2) 農業委員候補者の選考の結果を意見として市長に報告すること。

(選考委員)

第 3 条 選考委員会は、委員 7 名をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 副市長
- (2) 総務部長
- (3) 政策開発部長
- (4) 財務部長
- (5) 農林部長
- (6) 産業観光部長
- (7) 農業委員会事務局長

3 前項第 1 号の副市長は、郡山市副市長の事務分担等に関する規則(平成 27 年郡山市規則第 29 号)第 5 条に規定する第 1 順位の副市長をもって充てる。

(委員長)

第 4 条 選考委員会に委員長を置く。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、選考委員会を代表する。

(会議)

第 5 条 選考委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 選考委員会は、選考委員の半数以上の者の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 選考委員会の議事は、出席した選考委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 選考委員会の庶務は、農林部農業政策課において処理する。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。